

原議保存期間	3年(令和9年3月31日まで)
--------	-----------------

佐本備一発第86号
令和5年4月28日

各警察署長 殿

有効	令和9年3月31日まで
----	-------------

警備部長

オウム真理教事件の風化防止対策の推進について（通達）

オウム真理教は、その名を変え、分派した上、依然として危険な教義の本質部分を変えないまま、活動を続けている。また、時が経つに連れて、一連の凶悪事件を知らない者、教団の危険性に対する認識が薄れた者、教団の存続を知らない者等が増えていることに乗じて、教団は、その名を秘しながら、信者獲得のための活動を活発に行っている。こうしたことから、教団の危険性や活動実態を知らせるための広報啓発活動を推進する必要があると考えられるので、下記要領により実施されたい。

記

1 広報啓発活動の推進の方針

(1) 訴求対象の重点

訴求対象の重点は、一連の凶悪事件に関する報道にリアルタイムでは接していないことが多いとみられ、かつ、教団の勧誘の対象となりやすい20歳代の者及び10歳代後半の者とする。ただし、訴求対象重点の指定は、あらゆる世代に対する広報を妨げるものではない。

(2) 訴求事項

訴求する事項は、別添広報資料にあるとおり、かつて、若い世代にとって必ずしも馴染みのないオウム真理教という宗教団体が殺人やテロを次々と敢行したこと、その団体が名前を変えて勧誘しようとしていることを中心に構成すること。

(3) 各種機会を捉えた広報

広報の実施については、運転免許更新手続時や警察が行う防犯講話、交通安全教室の機会を捉えた広報資料の配布のほか、バス、列車等への掲出依頼等についても検討し、適宜実施すること。

2 署員に対する教養の徹底

警察職員、とりわけ教団による一連の凶悪事件の発生以降に採用された職員に対しては、幹部自ら、教団が武装化し、一連の凶悪事件を引き起こした経緯や現在もその本質に変化がないことなどについて教養を徹底すること。

3 報告要領

本通達に基づき実施した各種取組の結果については、警備第一課に報告すること。

4 留意事項

別添広報資料については、下部帯状箇所各警察署の名称や連絡先を記した上で用いることとし、チラシやポスターを作成するなど有効に活用すること。

なお、事件現場の写真は、警察庁が報道機関から有償で使用許可を得たものであり、その契約条件は、別目的で用いないこと、編集や加工をしないこととなっているので、厳守すること。